

## 新しい四半期開示制度の施行に当たって

2024年3月13日(水)

公益社団法人日本監査役協会  
会計委員会

2023年11月20日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が第212回臨時国会で可決・成立しました。これを受けて2024年4月1日以後に開始する四半期から、上場会社等において新しい四半期開示制度が適用されます。

新制度の施行が会社の実務に及ぼす影響は各社によって大きく異なることが考えられ、監査役等としては、会社側及び監査人側の対応について十分に確認することが必要になります。

本紙においては、適宜関連する公表物及び記載箇所を紹介していますので、ぜひ御参照の上、詳細を御確認ください。

### ○会社側の対応：日本取引所グループの特集ページ

( <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/index.html> )

特に、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」(2023年11月22日)(以下、「東証方針」という)

( <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/cg27su0000006epy-att/bkk2ed0000002osw.pdf> )

### ○監査人側の対応：日本公認会計士協会の特集ページ

( [https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance\\_aup/quarterly-disclosure/](https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance_aup/quarterly-disclosure/) )

特に、「四半期開示制度の見直しに関する留意点」

「Vol.1 レビュー編」(2023年12月22日)

( [https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20231222fst.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231222fst.html) )

「Vol.2 後発事象、レビュー時間編」(2024年1月24日)

( [https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20240124jei.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240124jei.html) )

「Vol.3 非上場会社編」(2024年2月5日)

( [https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20240205qrt.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240205qrt.html) )

※上記特集ページは随時更新されています。

## 1. 新しい四半期開示制度の概要と会社側の対応

### (1) 四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信の「一本化」

改正後の金融商品取引法（以下、「金商法」という）では、従来上場会社において提出が求められていた四半期報告書が廃止される一方、半期報告書の提出が求められます（金商法第24条の4の7及び第24条の4の8の削除並びに第24条の5第1項の改正）。一方、取引所規則に基づく四半期決算短信のうち、対応する法定開示が廃止される第1・第3四半期においては、開示内容が拡充されます。これにより、第1・第3四半期における開示は、四半期決算短信に一本化されることとなります。

第2四半期・通期の決算短信については、法定開示が存続することから現行の取扱いが維持されます。

→開示制度の新旧比較：東証方針 8 頁

第54回企業会計審議会監査部会（2023年9月5日開催）

資料1（事務局資料）4 頁

（[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryou/kansa/20230904/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/kansa/20230904/01.pdf)）

### (2) 第1・第3四半期決算短信における開示内容の拡充

改正金商法に基づいた東証の四半期財務諸表の作成基準では、必要な事項が第1・第3四半期決算短信の開示義務付け事項に追加された上で、それ以外の事項については省略を認めるという枠組みが示されています。

具体的には、従来四半期報告書において開示されていた事項のうち、投資者の要望が特に強い事項（セグメント情報等の注記、キャッシュ・フローに関する注記）が、第1・第3四半期決算短信における開示義務付け事項に追加されます。また、開示が義務付けられる事項以外についても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要とされています。

会社側としては、こうした枠組みの下に、新制度における決算短信において開示内容をどこまでの範囲とするかを検討することが求められます。

→具体的な開示内容：東証方針 10 頁

→「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例：東証方針 11 頁

### (3) 第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表に対する監査人のレビュー

第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表に対する監査人によるレビューは原則任意となります。ただし、会計不正等により、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合には、監査人によるレビューが義務付けられます。

任意のレビューを受けるかどうかは、監査人との協議を行った上で会社が決定する事項です。

→レビューが義務付けられる要件の詳細：東証方針 16 頁

→レビューに関する監査人側の留意点：「四半期開示制度の見直しに関する留意点 Vol.1 レビュー編」（前掲）

#### (4) 第1・第3四半期決算短信の開示のタイミング

第1・第3四半期決算短信は、「決算の内容が定まり次第開示」することが求められています。「決算の内容」とは、決算短信において開示を予定している事項です（そのため、前記（2）にいう開示内容の検討とも関連します）。

なお、任意のレビューを受ける場合、「決算の内容が定まった」と判断する時点は各社における判断事項となります。従来は速報性の観点からレビュー終了を待たずに開示するよう要請されていましたが、見直し後は、「レビューが完了した時点と判断することでも差し支えないものとする」とされています。そのため、速報性の観点から、レビュー完了に先立って決算短信を開示し、後日レビュー完了後にレビュー報告書を開示する二段階の対応も考えられます。

→開示タイミングに関する詳細：東証方針12頁

#### (5) 適用時期

四半期報告書の廃止に関連する金商法の規定は、2024年4月1日から施行されます（附則第1条第3号）。3月決算の上場会社の場合、2024年度第1四半期（2024年4月～6月）から四半期報告書が廃止され、新制度の半期報告書を2024年9月末から45日以内に提出することになります。

一方、施行日前に開始した事業年度については経過措置が定められています（附則第2条、第3条）。

→決算月ごとの適用時期：第55回企業会計審議会監査部会

(2023年12月14日開催) 資料1（事務局資料）11頁

( [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryoushou/kansa/20231213/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushou/kansa/20231213/01.pdf) )

## 2. 監査役等において想定し得る変化と対応

### (1) 会社側

四半期開示制度の見直しへの対応によって会社側の実務にどの程度の影響が生じるかは、新制度下の第1・第3四半期決算短信における

①開示内容（どこまでの範囲とするか。施行前後で開示内容にどの程度の差異が生じるか。⇒1. (2))

②任意のレビューの有無（⇒1. (3))

③開示のタイミング（①、②も大きく影響。⇒1. (4))

によって異なり得るといえます。

こうした前提を踏まえ、監査役等としては、従前の制度下と比較して差異が生じる部分を中心に、会社側の対応を確認することが求められます。

#### 【「監査役監査実施要領」における記載を基にした考え方】

決算短信に対する監査役等の監査は法定されていませんが、取締役の職務執行の監査の一環として、重要情報の適時・適切な開示に関する法令遵守の観点で確認を行う場合には、開示の手続、時期、取締役会等の審議状況を含めた作成・提出に係る体制整備の状況

や、記載内容に法令・定款違反や重要な誤りがないか等を確認することとなります。制度施行前の準備段階においては、上記のうち体制整備の要素を中心に、会社側の対応について確認を行うことが考えられます。

→「監査役監査実施要領」第9章第1項5（5）（336頁）

（ <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-6786/> ）

## （2）監査人側

監査人側の年間の業務スケジュールの変化が、監査役等と監査人の連携に影響を及ぼす可能性があります。とりわけ、任意のレビューを受ける場合とそうでない場合とでは、四半期決算時における対応に差が生じることが想定されます。

計算関係書類等の適正性を確保し、会計監査人の監査の相当性を判断すべき監査役等の職責に照らし、連携は極めて重要といえます。そこで、従来四半期決算のタイミングで実施されてきた各事項については、任意のレビューの有無にかかわらず、連携の観点から新制度下における対応について十分に確認することが求められます。

【監査役等と監査人の連携において、現制度下の四半期レビュー時に行うべきとされてきた事項（当協会公表物における記載に基づく項目例）】

下記の事項を基に、新制度下の監査人の業務スケジュールに照らし、任意のレビューの有無それぞれの場合に応じて対応を検討することが必要となります。

- ① 監査人による四半期レビューの実施状況
- ② 年度の監査計画策定時点で KAM（監査上の主要な検討事項）候補に選定された事項及び特定した特別な検討を必要とするリスクの状況と四半期レビュー計画に与える影響
- ③ 必要に応じて、未修正の虚偽表示の内容とそれが個別に又は集計して監査人の四半期財務諸表に対する結論に与える影響
- ④ 必要に応じて、監査人が要請した経営者確認書の草案
- ⑤ 監査人の会計・レビュー上の検討事項（審査の状況を含む。）及び内部統制の重要な不備（改善状況を含む。）及び監査人の独立性に関する事項
- ⑥ 監査人の四半期レビュー報告書の記載内容
- ⑦ 四半期報告書に関する事項
- ⑧ 監査役等の企業集団を含む監査の実施状況

→「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」4.（4）（14頁）

（ <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-713/> ）

「会計監査人との連携に関する実務指針」第7（4）（45頁）

（ <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-1645/> ）

「監査役監査実施要領」第5章第4項Ⅱ－4（198頁）

以上